

平成 29 年 12 月 26 日

埼玉県知事

上田清司 様
環境部みどり自然課
課長 梅本 祐子 様

「くぬぎ山地区自然環境調査」の今後の対応に関する意見確認（申し入れ）

くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員
全国環境保護連盟・代表
岩田 薫

去る 12 月 16 日に開催された「第 34 回くぬぎ山地区自然再生協議会」において、『自然再生推進法』に基づいたくぬぎ山地区の自然再生実施計画とそのための自然環境調査の進め方に関する意見を出しましたが、この問題は単にくぬぎ山地区や埼玉県のみの問題ではなく、全国で推進されている自然再生事業のあり方にも大きな影響を与えかねないことから、改めて文書による申し入れを行います。

くぬぎ山地区自然再生事業の実施者である埼玉県が、平成 29 年度に自然再生実施計画の作成のための「くぬぎ山地区自然環境調査」を実施していることは周知の通りです。

この調査につきましては、『自然再生推進法』に基づき平成 26 年 11 月に閣議決定された『自然再生基本方針』において、「実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングについて、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。」が明記されており、くぬぎ山地区では平成 14 年度に事前調査が実施されていることから、今回の調査は自然再生事業の実施期間中のモニタリングの位置づけを有した内容が求められることが明らかです。

また、そのモニタリングの時期・頻度・場所・手法等の内容を具体的に記載する調査計画は、「協議会において協議すべきこと」が、明確に記されています。この点については、「協議会との協議が望ましい」や「協議に努める」との記述ではなく、「協議すること」と記されていることを十分踏まえる必要があります。

12 月 16 日のくぬぎ山地区自然再生協議会では、埼玉県みどり自然課長からは自然環境調査を含む実施計画作成に関するこの間の経緯について、『県として説明不足があり申し訳ない』との謝罪があったものの、上記した自然環境調査を今後どのように協議会と協議するかについては、具体的な説明は何もありませんでした。もし、謝罪したことにより、協議会との協議を行わずに実施計画の作成に移行させるようなことを考えているのであれば、

謝罪に至った県による原因と責任放棄の誤ちを再びくり返すのみならず、上記の『自然再生基本方針』に反する進め方になることは明らかです。

『自然再生推進法』や『自然再生基本方針』は、全国の環境NGOが主務官庁である環境省等と共に、長年にわたって作りあげてきたものです。ひとつの自治体の都合や謝罪で、協議会による官民一体となった合意形成を破綻させることを意味する前例を許すべきではありません。

この件は重大課題であるため、自然再生事業を担当する環境省自然環境計画課に問い合わせましたが、「自然再生事業の実施者の都合で謝罪があったから、協議会で協議しなくて良いとはならない。自然再生基本方針に記されたことが全てで、それ以上でもそれ以下でもない。」との見解が示されました。

また、県みどり自然課長は、運営委員会の場において「自然環境調査」に関する意見を聞いたかの発言がありましたが、「自然環境調査」に関する協議主体はあくまでも協議会です。運営委員会での意見を協議会との協議と見なすのであれば、今回の第34回協議会に正式に諮り承認の手続きをとったうえで、了承される必要があることは言うまでもありません。

「自然環境調査」について、協議会との協議をどのように進めるのかは、12月4日に上田県知事あてに提出された勅使河原・くぬぎ山再生協議会元会長の「公開質問状」においても指摘されていた主要課題です。12月16日開催の今回の協議会に至っても、埼玉県はこの件を軽視していたことから、あえて「自然再生推進法」や「自然再生基本方針」との関係を、私は強く主張せざるを得ませんでした。

以上の経緯を踏まえ、私が協議会で発言した2点の意見をくり返し申し入れます。

①自然再生実施計画作成のための自然環境調査は、「自然再生基本方針」に基づき自然再生協議会で協議する原則を崩さないこと。

②自然環境調査の実施開始から既に期間が経っている現状を踏まえ「調査計画書」だけでなくこれまでの調査結果をまとめた「中間報告書」を、協議会委員全員に速やかに送付すること。

これ以上の混乱を招くことなく、くぬぎ山の緑の保全と再生を進めるために上記した具体的な対応を早急に図るようお願いします。

平成 30 年 3 月 3 日

埼玉県みどり自然課

課長 梅本 祐子 様

「くぬぎ山地区自然環境調査・中間報告」に関する質問状

くぬぎ山地区自然再生協議会・運営委員

全国環境保護連盟・代表

岩田 薫

「くぬぎ山地区自然環境調査」につきましては、平成 29 年 12 月 26 日に「くぬぎ山地区自然環境調査の今後の対応に関する意見確認（申し入れ）」を埼玉県に提出し、本年 2 月 14 日付でくぬぎ山地区自然再生協議会のメンバー全員に、県より「くぬぎ山自然環境調査・中間報告書」と「現地調査計画書」が送付されました。

この調査の実施については、県が昨年 7 月 25 日までくぬぎ山地区自然再生協議会に隠していたことが明らかとなり、みどり自然課長が謝罪するに至る不手際がありました。今回送付された調査計画書とそれに基づく中間報告書の内容についても、自然再生推進法に基づく実施計画策定のための調査には値しない不備な調査であることが明白です。

私たちの N P O は、全国各地の自然再生推進法に基づく自然再生全体構想や実施計画の策定プロセスを調べると共に支援する活動に取組んでいます。今回の埼玉県からの送付資料についても、各地で自然再生を進める N P O や専門家に見解を求めました。その結果、埼玉県による調査は単なる動植物の部分的な地点調査にすぎず、くぬぎ山の自然再生事業を効果的に進めていく実施計画策定のデータにはとてもなり得ない、との評価が圧倒的です。

まだ中間報告の段階ですので、最終的な結論は後日提出しますが、税金の無駄使いにならないためにも、下記に問題点の指摘と疑問点の質問をします。このままでは、調査のやり直しを要請せざるを得なくなりますので、県は真摯な対応をお願いします。

記

1. 実施計画策定の最大課題のひとつが、現状の樹林地の保全方策をどう進めるかにありますが、はなから保全が既に位置づけられている公有地のみを対象とした自然環境調査の実施は、希少動植物の確認箇所等を通じた民間樹林地の保全重要性の分析評価に全く役に立ちません。県による自然環境調査の予算確保の検討は、一昨年の 10 月頃からとのことですから、どんなに丁寧に地権者から入りの同意を得るにしても 4 月の調査開始までには十分すぎる時間があります。県は、当初から実施計画で最も重要な課題である民地の保全方策に、今回の自然環境調査を活かそうとの考えが全く無いとしか理解できません。実施計画作成に求められる民間樹林地の保全重要性評価を、今回の調査以外にどのように判断するのか、県の考えを明らかにしてください。
2. 7 月 26 日の運営委員会において、上記の調査対象地に関する委員からの指摘を受けて初めて民地の

立入り許可を得て、9月から一部民地も調査対象に加えられました。しかしながら、今回提示された資料を見ると、あくまでもくぬぎ山南部の限られた樹林地のみにすぎません。春季から夏季の動植物の最盛期に現地調査が実施されていないことは致命的な欠陥調査ですが、9月以降からしてもなぜ全域の樹林地で調査せず、一部のみしか対象地を広げなかつたのでしょうか？本年2月8日の運営委員会の時の私の質問に対し、みどり自然課長は「この一部区域を調査すれば、全域の動植物の状況が把握できる、とのコンサルタント会社からの助言があった」旨の回答がありました。一部箇所の調査で民地全域の希少動植物の生息場所等が確認できるのであれば、全域の現地踏査などを行う意味がありません。

どのような理屈で、一部の調査で全域が把握できるのかコンサルタント会社の見解を明らかにしてください。

3. 自然再生を着実に進めるために、各地で行われている実施計画策定のための自然環境調査では、調査データの信頼度を高めるために対象地域で動植物調査や自然観察を続けているNPOや研究者等に呼びかけ、幅広い情報収集を行い調査精度を高めています。自然再生協議会の場を最大限に活用し、こうした調査体制の充実を図っている所が一般的です。ところが、くぬぎ山地区では県に委託されたコンサルタント会社が限定された範囲内でわずか1年間に数回の調査を行うのみで、信頼性の高い調査結果が得られるとは、とても思えません。また、自然再生事業に精通したコンサルタントであれば、自ら県に申し出て日常的に自然環境情報を集めているNPO等との連携体制を構築して調査精度を向上させることを実施していますが、そのような対応も全くありません。

本来は、自然再生事業の主旨を踏まえ、県が調査の実施に当たっても連携や協働の体制を考える立場ですが、コンサルタントに丸投げしコンサルタントはそれを良いことに最も安いことでコストの調査を行っている構図が明らかです。

なぜ各地で行われているような調査体制の充実が、くぬぎ山では出来ていないのか、県の見解を示してください。

4. 今回、私たちのNPOは送付された自然環境調査の精度がいかに低いものであるのか、を検証する取組みも進めています。くぬぎ山での自然環境の調査資料を持っている関係者へのヒアリングを行っていますが、埼玉県のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類とされるコクランを始めとした希少動植物の確認記録が県調査では漏れしており、調査の信頼性に問題があることが明らかになりつつあります。これらの情報は、まとまった段階で改めて指摘しますが、県の調査が杜撰な内容である可能性が高いものと思われます。また、希少動植物の確認情報は現在GPSを用いた精度の高いとりまとめ一般的ですが、どのように調査結果をまとめ活用可能にするのかの内容を示してください。

5. 最後に、雑木林の動植物については光の条件が良い早春期の現地調査が極めて重要です。こうした委員からの指摘のもとに、県の調査計画書には早春期の調査を2月下旬～3月中旬に行うと記されていますが、地元で長年調査を実施している関係者は、3月中旬～4月下旬の調査が不可欠と言っています。現地調査時期の設定を変更し、少しでも調査精度を向上させるべきですが、どのように考えるのか教えてください。

以上